

公 示

公 示 第 1 3 号

令和7年4月24日改訂版

法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の事業計画変更認可申請等について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

記

1. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- （1）「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号。以下「審査基準」という。）1. ～11. ・13. ～17. （14.（4）及び（5）を除く）の定めるところに準じて審査することとする。
- （2）事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの。）については、申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。
- ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を

受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- （イ）運転者等の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- （ロ）申請日前３ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において２０日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が２０日車未満に軽減された場合を含み、加重により２０日車以上となった場合を除く。）

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を越え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- （イ）運転者等の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- （ロ）申請日前６ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において２０日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が２０日車未満に軽減された場合を含み、加重により２０日車以上となった場合を除く。）

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を越える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- （イ）運転者の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

- (ロ) 申請日前 1 年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において 20 日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車が 20 日車未満に軽減された場合を含み、加重により 20 日車以上となった場合を除く。）
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反により申請日前 2 年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑥ 申請日前 1 年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑦ 申請日前 1 年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）及び自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に基づく各種報告の提出を適切に行っていること。
- (3) 営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の総数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであること。
- (4) 経過措置
- 平成 14 年 1 月 31 日現在で法人タクシー事業を行っている者に係る審査基準 4.・5. (1) の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。
- ① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、審査基準 4. は適用しない。
- ② 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫（その後基準を満たしたものを除く。）については、審査基準 5. (1) は適用しない。

2. 乗合旅客の運送の許可（法第21条第2号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」（平成18年9月15日国自旅第140号）の定めるところによるほか、審査基準1.～11.・13.～17.に準じて審査することとする。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

（1）事業を譲り受けようとする者について、審査基準1.～17.（譲受人が法人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）の場合にあっては、審査基準1.～11.・13.～17.及び上記1.（2））の定めるところに準じて審査することとする。

（2）審査基準15.（1）のただし書きについては、適用しない。

（3）1.（4）の経過措置（①を除く。）を準用するものとする。

（4）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

（1）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、審査基準1.～17.（合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあっては、審査基準1.～11.・13.～17.及び上記1.（2））の定めるところに準じて審査することとする。

（2）審査基準15.（1）のただし書きについては、適用しない。

（3）1.（4）の経過措置（①を除く。）を準用するものとする。

（4）分割の認可については、分割後において存続する事業者が審査基準4.を満たさない申請は、認可しないこととする。

- (5) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。
- (6) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 既存事業者であること。
 - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社であること。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

「特定自動運行旅客運送の管理の受委託について」（令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号、国自整第271号）に定めるところによる。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

7. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

8. 認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1.～5.の認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めによるところにより審査することとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1.～8.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含むものとする。
3. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針についての細部取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第89号）の定めによるものとする。
4. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」（平成14年1月18日付け公示第96号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第51号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降処分するものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第11号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降処分するものから適用する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第67号で一部改正）

この公示は、平成18年10月2日以降処分するものから適用する。

附 則（平成21年10月1日付け公示第71号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第85号で一部改正）

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和5年11月24日付け公示第91号で一部改正）

この公示は、令和5年11月24日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和7年4月24日付け公示第9号で一部改正）

この公示は、令和7年4月24日以降に受理する申請から適用する。